

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	14-1
許認可等の種類	第1種動物取扱業の登録			
根拠法令条例等・条項	動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項			
許認可等の概要	動物の取扱業(動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。)を営もうとする者は、動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに、都道府県知事の登録を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>○動物の愛護及び管理に関する法律 (第1種動物取扱業の登録)</p> <p>第10条 動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第4節までにおいて同じ。)の取扱業(動物の販売(その取次ぎ又は代理を含む。次項、第12条第1項第6号及び第21条の4において同じ。)、保管、貸出し、訓練、展示(動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項及び第24条の2において同じ。))その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節及び第46条第1号において「第1種動物取扱業」という。)を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあっては、その長とする。以下この節から第5節まで(第25条第4項を除く。))において同じ。)の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>二 事業所の名称及び所在地</p> <p>三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者(第22条第1項に規定する者をいう。)の氏名</p> <p>四 その営もうとする第1種動物取扱業の種別(販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。)並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法</p> <p>五 主として取り扱う動物の種類及び数</p> <p>六 動物の飼養又は保管のための施設(以下この節及び次節において「飼養施設」という。)を設置しているときは、次に掲げる事項。</p>			

- イ 飼養施設の所在地
- ロ 飼養施設の構造及び規模
- ハ 飼養施設の管理の方法

七 その他環境省令で定める事項

3 第1項の登録の申請をする者は、犬猫等販売業(犬猫等(犬又は猫その他環境省令で定める動物をいう。以下同じ。))の販売を業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかの別。

二 販売の用に供する幼齢の犬猫等(繁殖を併せて行う場合にあつては、幼齢の犬猫等及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養する犬猫等。第12条第1項において同じ。)の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱いその他環境省令で定める事項に関する計画(以下「犬猫等健康安全計画」という。)

(登録の拒否)

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分の日から二年を経過しない者

三 第十条第一項の登録を受けた者(以下「第一種動物取扱業者」という。)で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から三十日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分の日から二年を経過しないもの

四 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

五 この法律の規定、化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四百十号)第十条第二号(同法第九条第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。)若しくは第三号の規定又は狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第二十七条第一号若しくは第二号の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

六 動物の販売を業として営もうとする場合にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第五十七条の二(同法第十二条第一項(希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。)、第五十八条第一号(同法第十八条(希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。))若しくは第二号(同法第十七条(希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。)、第六十三条第六号(同法第二十一条第一項(国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。))、第二項(国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。))又は第三項(国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。)

若しくは第六十五条第一項(同法第五十七条の二、第五十八条第一号若しくは第二号又は第六十三条第六号に係る部分に限る。)の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第八十四条第一項第五号(同法第二十条第一項(譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。)、第二十三条(加工品又は卵に係る部分を除く。)、第二十六条第六項(譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。))又は第二十七条(譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。)、第八十六条第一号(同法第二十四条第七項に係る部分に限る。以下同じ。))若しくは第八十八条(同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。)の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三十二条第一号(特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。))若しくは第四号(特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。)、第三十三条第一号(同法第八条(特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。))若しくは第三十六条(同法第三十二条第一号若しくは第四号又は第三十三条第一号に係る部分に限る。)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

七 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

基準の制定根拠

—

標準処理期間
(未設定の場合はその理由)

10日

期間の制定根拠

—